

岸和田市とエックスモバイル株式会社との包括連携に関する協定書

岸和田市（以下「甲」という。）とエックスモバイル株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力を積極的に推進するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携・協力することにより、市民サービスの向上及び市域の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

（1）子ども・学び・福祉に関すること

（i）デジタルリテラシーや情報の格差解消に関すること

（ii）高齢者等のデジタルディバイドの解消に関すること

（iii）誰もがスマートフォン等を身近に活用できる環境づくりに関すること

（2）市政のPRに関すること

（3）その他、本協定の目的を達成するために必要なこと

（取組方法）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項に関する取り組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議を行う。

2 乙は、前条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく甲及び乙の活動に要する費用は、原則として甲及び乙の各々の負担とする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも解約の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約を予定する日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定を通じて知り得た相手方の秘密を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議のうえ書面をもって変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月19日

甲 大阪府岸和田市岸城町7番1号
岸和田市

岸和田市長 _____（自署）

（総合政策部企画課取扱い）

乙 東京都港区赤坂4-8-19 赤坂フロントタウン1、2F
エックスモバイル株式会社

代表取締役社長 _____（自署）

以下余白